

農業振興地域整備計画変更等理由書

1 五ヶ瀬町農業振興地域整備計画の変更理由 経済情勢の変動その他情勢の推移

2 農用地利用計画の変更理由等

① 農用地区域への編入

No.	農用地区域へ編入する土地	編入理由
1	三ヶ所字屋所 6773 番地 三ヶ所字屋所 6774 番地 3 三ヶ所字屋所 6774 番地 4 三ヶ所字屋所 6774 番地 5 三ヶ所字屋所 6774 番地 6	中山間地域直接支払制度の対象農地として、当該農地における農業上の利用を確保させていくため。

② 農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除外理由
1	鞍岡字古賀 1974 番地 3 鞍岡字古賀 1974 番地 20 (国調後 1974-8) 鞍岡字古賀 1975 番地 鞍岡字古賀 1982 番地 (国調後 1982-1、1982-2、1982-3、1982-4)	当該地は、集团的な農用地から外れて孤立しており、水量の減少により生産性が低く今後の耕作継続が困難な状況となっている。今後、荒廃させるより杉を植林し管理することが適当と判断し、除外を希望。
2	鞍岡字奥ノ内 3368 番地ハ (国調後 3368-4) 3371 番地 1 3383 番地 3384 番地イ (国調後 3384-1、3384-2)	当該地は、集团的農用地から外れており、日照時間が短く生産性の低い農地となっており、また、畦畔除草の労力が大きく今後の耕作継続が困難な状況となっているため、荒廃させるより杉を植林し管理することが適当と判断し、除外を希望。
3	三ヶ所字仁田ノ尾 9839 番地 8 三ヶ所字仁田ノ尾 9847 番地 1 三ヶ所字仁田ノ尾 9847 番地 2 三ヶ所字仁田ノ尾 9847 番地 3 三ヶ所字仁田ノ尾 9851 番地 2 三ヶ所字仁田ノ尾 9852 番地 3	当該地は、南西側に隣接する未耕作地の影響により獣害が深刻な状況となっている。また、東側にある水利は水量が減少し、耕作者も高齢となり今後の耕作継続が困難な状況となっており、除外を希望する。 今後は東側の未耕作地を一体的に林業貯木場に転用、整備し保全を図りたい。

4	三ヶ所字榎ノ木谷 10400 番地 三ヶ所字榎ノ木谷 10402 番地	当該地は、耕作者が高齢で労力不足により今後の耕作継続が困難な状況となっており、林業貯木場として活用するため、除外を希望。
5	三ヶ所字広木野 9329 番地 44	当該地は、耕作者が高齢で労力不足により近年は除草のみで管理しており、今後の耕作継続が困難な状況となっているため、住宅建設を希望し、除外を希望。

③ 用途変更

No.	農用地区域内で用途区分を変更する土地	変更理由